

日本近世寺法研究序説

小島信泰

(目次)

はじめに

- 一 寺法研究の背景
- 二 近世国家と寺法
- 三 近世社会と寺法

おわりに

はじめに

一つの定義として、宗教とは世俗を超越した聖なるものに関する信仰や行事の体系であるとされているが、宗教を信じ実践する人も一般に社会生活を営んでおり、信仰を同じくする人々はやがて宗教集団を形成して、世俗における一定の財産や権力を有するようになる。その結果、必然的に世俗の国家・社会との関係を持つにいたる。そこにみら

れる関係は、時代や国の相違により様々であるが、本稿の研究対象である江戸時代の日本においては、宗教集団は國家権力の強い統制下に置かれたと諸先学によつて論じられてきた。確かに江戸幕府は、宗教集団を統制するために各種の宗教法制を定めたが、それは宗教集団の世俗的な側面を規制するにとどまらず、信仰の領域にまで踏み込むものであった。ところが、他方で江戸幕府は、宗教的な權威に依存してその權力を正当化すると共に、仏教寺院を利用して民衆支配を円滑にすすめようとしたために、世俗の國家支配の領域に宗教を持ち込むことにもなつた。こうした宗教と國家権力の関係の具体的諸相を宗教法制の解明を通して考察することは、特にこの時代のように法と宗教が一元化した側面のある時代を対象とする場合には重要であるが、それはいまだ十分になされているとはいえない。とりわけ、支配する側の幕府の視点ではなく、支配される側の宗教集団の視点からの研究についてはあまり手が着けられていないといわねばならない⁽¹⁾。

筆者は、こうした研究状況に鑑み、その考究に向けての一つの試みとして、幕府の宗教統制下においてもなお存在し続けた寺法（寺院法）に注目してきた。この宗派・寺院自らが定めた寺法を知ることによって、本末関係をはじめ個別の寺院内部の機構や門前・寺領の支配等を把握することができ、その結果として幕府の宗教統制の実像を支配される側の視点から解明することが可能となると思われる。そして、その解明は複雑な在り方を示した近世法を理解するためにも欠くことのできない研究となるであろう。ただし、近世寺法の研究のためには、個々の寺院や宗派の寺法を一つひとつ調べるという作業から始めなくてはならないのであり、それらを統合して近世寺法全体を体系的に論じるのは、まだ遙か先の課題といわなければならない。

このように考えて筆者は、江戸を代表する古刹であり、管見によると当地所在の大寺としては他に類例を見ない一二四年間という長期にわたる寺務日記である『浅草寺日記⁽²⁾』が残されている、金龍山浅草寺の寺法研究をはじめたのであるが、その当時はまだ寺法を中心テーマとする研究は見られなかつた。その後、近世史研究では寺院の有する社

会的機能に関する様々な研究が行われるようになり、最近では寺法をテーマとする研究も見られるようになつてきた。そこで、この時点で、これまでの筆者の寺法研究を含め、寺院研究の現状や諸課題について整理し、わが国の近世寺法研究のための序説としたい。

一 寺法研究の背景

戦後日本の歴史学研究は、西洋近代の歴史学に範を取りつつ日本の戦後史の流れに影響を受けながら、その問題関心を変化させて深められていった。筆者は一方で、日本がアジアの一国でありながら近代化に成功した原因を封建制の歴史経験に求めたいわゆる近代化論にはじまり、国際社会における自立に向けて日本という国家の普遍性と特質に注目した国家史を経て、その国家を構成する社会の自律性や共同体への関心から社会史や民衆史へと進んだ近世史研究に多くを学び、他方で、西洋、特に中世ドイツの封建制と日本の封建制との比較を通してその類似面を強調する研究から、中・近世にわたる独自な日本の封建制の解明へと研究の重心を移していく法制史研究に触発された。

当初筆者は、西洋流の近代国家の建設に成功したといわれる日本がなぜ超国家主義の政治体制を作り上げていったのかという疑問を抱いていたので、丸山眞男氏の政治思想史や政治学に関する学問的方法に興味を覚え、近代前夜における国家意識の形成や超国家主義の台頭を招いた近代日本の天皇制国家の構造を分析し、これと君主制を維持しながらもドイツのファシズムと戦つたイギリスを比較して、両国の違いを生んだ政治体制や国家と宗教の関係について調べてみようとしていたが⁽³⁾、やがて日本の歴史に即して実証的な研究を行わなければならぬと考えるようになり、右に述べたように戦後日本の歴史学の研究成果を学んでいった。そうした中で石井良助氏の『天皇—天皇統治の史的解明—』と出会い、日本の国家統合に果たした天皇の役割と、それを支えた法制を前近代まで立ち返つて実証的に論じることの必要を感じると共に、法制史学会編『刑罰と国家権力』を読み、近代国家の形成過程を法制史の観点から

読み解く反面で、國家権力によって支配される以前の多様な社会的権力の在り方に、来るべき時代の国家と社会の関係を展望するためのヒントを見出すことができるのではないかと考えるようになった。そこで筆者は、石井氏の指導の下で、はじめは近世の公家社会に注目し、これを裁判権の観点から考察した。そして、公家は朝臣として天皇を中心とする朝廷を構成する一員であると同時に、幕府より宛行された領地を支配する領主として、一方では朝廷や幕府の裁判権に服し、他方では領主としての裁判権行使する存在であることを論じた⁽²⁾。この公家と同様に、幕府や本寺の裁判権に服する一方で、他方領主としての裁判権行使する存在であり、かつ公家とは違つて全国に存在したのが寺院である。

戦後、この近世寺院については、主に仏教史の研究者によって研究が進められ、それは「二 近世国家と寺法」で述べるように、幕府の統制下に確立された本末制度の中に置かれ、寺請制と檀家制度により幕府の民衆支配のための機関となり、その結果としてこの時代の仏教は墮落し、やがて葬式仏教に成り果てたと論じられたが、この理解は長く続くことになった。その後、冒頭で述べたような近世史研究の進展もあり、ようやく新しい近世寺院像が描かれてはいる。筆者はこうした背景の中で、先に述べた理由により、近世寺院を寺法に絞つて調べてきた。ここでは、これまで筆者が行つてきた浅草寺の寺法研究の足跡を具体的に述べようと思うが、その前に筆者の寺法研究に関する問題意識の簡単な見取り図を示しておこう。

さて、近世寺院が中世寺院とは違つて、幕府や藩という世俗権力の統制下におかれたことは確かである。しかし、中世に比べると大きく削減されたとはいえ、寺院は幕府より境内地の所持を認められ寺領を宛行されたものもあった。したがつて、規模は小さいとはいえ、寺領を有した寺院については大名や旗本と同様に領主としての地位を確保できたのである。すなわち、近世においても、どうにか一権力主体として生き残った寺院があり、この寺院と幕府との関係を知ることは、幕府の権力構造の解明のためにも必要となる。また、寺院は僧侶を中心とする信仰の世界という世

俗とは違う団体をその内部に形成し、ある程度の自治権を有する共同体として存立していたことが注目される。この団体としての寺院については、法人論の立場から中田薰氏⁽³⁾や石井良助氏⁽⁴⁾によって論じられてきたが、寺内の構造やそれを支えた寺法についてはまだ不明な点が多い。かつて、牧健二氏は、こうした寺院の持つ二つの側面を寺法の観点から注目し、寺法は寺内の自治法としての寺法と寺領支配に関する寺法という二方向から発達したとして、自らは前者の寺内の寺法を追究し、中世寺院の僧侶集会における多数決制度について論じられた⁽⁵⁾。近世寺院の場合も、こうした寺内の自治法としての寺法が成立したのかどうかが問題となるが、『浅草寺日記』はこれについて実証するために欠くことのできない史料なのである。もつとも、これまで述べてきたように、統制か自治かという一律背反で当時の寺院を捕らえることが果たしてできるかどうかは、まだ再考の余地があると思われる。こうした点を考慮に入れて、まずは地道な史料の解説を進め、寺院の実態を一つひとつ明らかにしていくことからはじめなくてはならない。

以上の問題意識に立つて、筆者は以下のようないくつかの研究を行つてきた。まず、近世の浅草寺を幕府による支配および本寺である寛永寺による支配という視点から概観してから、浅草寺の寺院構造、寺院運営、門前・末寺支配等について『浅草寺日記』を主に用いて論じた。次にこうした個別寺院の研究が近世仏教史および法制史研究に占める位置をそれぞれの研究史を踏まえて考察してから、寺法研究の論点を今までの中・近世の寺法研究における成果に依拠しつつ提示した。これらの研究を基礎として、複数の寺中寺院によって構成された一山形態の寺院である浅草寺の法的体制を論じてから、それを規定した寺法の体系についての試案を構築した。ここまででは、いわば浅草寺の寺法研究の総論的部分である。これに続いて、各論的部分として、別当代・役者・寺中住職という浅草寺の役僧の就任過程、僧侶処罰の実態、幕府および寛永寺による浅草寺の寺院経済の統制と借金銀寺法といった、筆者が考える当時の浅草寺の存立に関する最重要事項について実証的な研究を行つた。寺領支配については、史料上の制約もあり、寺中地借や門前地借について論じるに留まつてゐる⁽⁶⁾。

以上の研究により、『浅草寺日記』から読みとれる浅草寺の個々の寺法や主要な構造についてはおおよそ論じる」とができたと思われる。以下にはこれから寺法研究のテーマについて、日本の法制史研究や最近の近世史研究の成果も参考して考えてみたい。「二 近世国家と寺法」では、法制史の研究者の間で展開された近世国家に関する論争を踏まえて、近世国家における寺法の位置とその研究の意義について、「三 近世社会と寺法」では、近世社会における寺院という視点を中心とした最近の近世史研究を踏まえて、寺法研究の新たな課題について述べる。

二 近世国家と寺法

戦後、辻善之助氏に代表される仏教史家は、先に触れたように、近世の宗派・寺院は江戸幕府の統制下に置かれ、中世に有したような自治権を失い宗教としては墮落していたという学説を確立したが、その後、この学説が通説的地位を占めるようになつてすでに時久しい。これを批判し、新たな宗派・寺院像を構築しようとする試みも活発になされ、多くの研究成果を生んではきたが、いまだこの「通説的認識」を塗り替えるにはいたつていないとよいのではないか。⁽¹²⁾

この幕府による宗派・寺院の統制や自治の問題は、近世法のあり方を大きく規定した当時の国制をどう理解するかという問題に深く関わっているにもかかわらず、法制史研究においてはほとんど論じられることはなかつた。⁽¹³⁾その背景には、やはり右の「通説的認識」の影響があるものと思われるが、前述したように、近世の宗派・寺院は、中世に有したような強大な権力を失つたとはいえ、幕府より寺領を拝領した寺院があり、寺法を行使する領域をある程度残していたことの意味に注目しなければならない。

近世の国制の解明については、近世史研究の重要な課題の一つとしてこれまでに厚い研究の蓄積があるが、ここでは紙幅の関係もあるので、法制史家による代表的な論争であり、「近世国家の本質」という観点からこの問題を論じた、

石井良助氏と服藤弘司氏の学説に絞つて論じてみたい。

石井氏は、近世国家を「統一政体」ではなく「統合政体」であると理解された。石井氏による近代以前の理解によると、「統一政体」すなわち「統一的統治体制」とは、石井氏の時代区分による「上世」や「近代」のように天皇が全国を直接支配するとの体制であるのに対し、「統合政体」すなわち「統合的統治体制」とは、同じく石井氏の時代区分による「上代」、「中世」、「近世」のように卑弥呼（「上代」の天皇）や徳川幕府将軍が、自らの領地を直接支配すると同時に他の氏もしくは藩などをあたかも珠に紐を通して握っている状態、つまり珠に輪えられる個々の氏や藩などの内部の直接支配はそれぞれの首長が行うという体制である。したがつて、近世国家においては、幕府も七、八百万石に及ぶ直轄領である御料を有する大大名であり、この点では大小の差があるとはいえば普通の大名と異なることはないが、幕府は各大名を監督する権を有した。この幕府による各大名の支配を石井氏は統合と呼び、それは「上代」において天皇が各氏上を支配する関係ときわめて類似していると考えられた。

幕府による統合では、大名に領分を宛行い、場合によつては改易する等の権を含むが、それ 자체は領知すなわち租税収納の権を含むものではなく、また大名の家臣、領民は原則として統合外すなわち幕府の直接の支配外にあつた。大名は領分に対する立法、司法、行政の権を有しており、幕府はこの上に立つて、彼らを支配するという関係にあつた。ただし、幕府は、大名がその領内をいかに支配するかに大きな関心を有しており、形式的ではあるが、朝廷に奏請して大名に国守の官命を与えた。このように幕府は、大名を単なる封建領主と見ないで、地方官的性格をも有するものとした。法に関する限り、幕府が大名を統合する場合の法を「統合的幕府法」、幕府がその御料支配のために出した法を「領主的幕府法」と呼び、各大名はいずれもその領分を自分の法（藩法）で支配しているとした。石井氏は、統合についておおよそ以上のように説明されている。⁽¹⁴⁾

これに対して、服藤氏は、近世国家の統治体制は複雑な「重層的・二元的支配」であったと理解された。すなわち、

一方で幕府は大名（大名の領分支配）を統一する権限を有していたが、他方で大名は領分支配につき独自の権限を有していた面もあるという。この近世国家の本質に関する理解の対立が、石井氏のいう「統合的幕府法」と服藤氏のいう「天下一統の御法度」の効力に決定的な差異を齎していると服藤氏は述べられた。そこで、服藤氏のいう「天下一統の御法度」についてみてみよう。⁽¹⁵⁾

服藤氏は、近世国家では幕府と藩の二大権力主体が主従の関係にありながら、なおそれぞれが独自に統治権を行っていたから、近世における法権者はひとり將軍にとどまらず、二七〇前後を数えた大名もまたこの権を有しており、加えて当時の社会を支配した身分階層制が法権分散に繋がったとした。つまり幕府は、諸大名に対して裁判、徵税の二権とともに一般的な行政権をも付与したという。ここまで服藤氏の理解は、近世国家を「統合的統治体制」とした石井氏の理解とほぼ同一であるといつてよいと思われる。しかし、服藤氏は、大名に与えられた三権のうち、一般的な行政権は極めて不完全なものでしかなかつたとし、幕府は「武家諸法度」、代替り起請文などで、諸大名に対しには選択の余地が無く、自領でもそれを施行する義務を負つたといふことになる。石井氏は、服藤氏のいわれる「天下一統の御法度」を大名が遵守しなかつた例を挙げられ、幕府より大名に対して出された法令（「統合的幕府法」）を自分の藩法として採用すべきか否かを決したのは大名の側であつたとした⁽¹⁶⁾。服藤氏も大名が「天下一統の御法度」を守らなかつた事実があることを認めてはいるが、服藤氏は幕府の側はあくまでもこれを強行法規として発布したことを見誤る強調し、その上で幕府と藩との具体的な権力関係の推移を歴史的に追求することの必要を述べられた。服藤氏によると、石井氏の考え方では「天下一統の御法度」が単なる参考法令に過ぎなくなつてしまい、近世国家の本質理解を見誤ることになるというのである。

ところで、石井氏は、近世国家の「統合的統治体制」を論じるに当たつて、宗派・寺院の問題を直接論じられることはなかつたが、西の高野山や東の輪王寺といった一山形態を取つた個別の寺院の内部に注目し、統理者による堂塔支配にも「統合的統治体制」が見られるとして、その法的体制を「一山体制」と命名され、それは法人としての村落と同様に、「日本固有の団体觀念」の現れであると論じられた⁽¹⁷⁾。残念ながら、石井氏は幕府の宗教統制や宗門制度については多くを語ることはなかつたが、近世法理解のためには宗教集団の解明が必要であると考えられ、そのための基礎的研究として個別の寺院の内部から研究をはじめられたのである。⁽¹⁸⁾

服藤氏は、寺院も公家や神社とともに近世の領主階級を構成したことを論じているが、禁裏御料や寺社領の支配は現実には幕府代官、遠国奉行あるいは近隣大名に委ねられ、公家や僧侶、神官はただ年貢の支給を受けるというのが一般であり、自己の支配地に対しても公家法、寺社法を適用することは原則としてなかつたとして、近世国家の「重畳的・二元的支配」を論じるに当たつて、これらの法を一応無視しても大過ないとされた。しかし他方、服藤氏は、公家や僧侶、神官などの「諸階層は、武家法と各自の身分法の両者による重畠的、二元的支配のもとにおかれ⁽¹⁹⁾た」と述べられ、公家や僧侶、神官などの身分法は「自律的に設けた法」であることを前提として、「重畠的・二元的支配」について論じられたのである。また、服藤氏は、江戸時代の問答集の編纂を通して、同氏がいわれる「寺社取扱い問答」が数多く残されている事実を明らかにされ、大名や旗本たちが領内の寺社支配に手を焼いていたことを指摘された⁽²⁰⁾。

この両者による論争は、これまで述べてきたように「近世国家の本質」をどう理解するかという問題に関わつているので、本稿のような小論でこれに論評を加えることなどできるはずがないし、それは本稿のテーマを越えるものである。しかも、服藤氏自身が、「実はこの課題は、近世法研究の総括とも称すべきもつとも深遠かつ難解な問題であり、これにつき満足すべき成果を得るためにには、数多くの個別、具体的研究の積み重ねが要求される」と述べられて

いるのである。にもかかわらず、本稿であえてこの論争について触れたのは、石井氏や服藤氏を含め、法制史家の間でこれまでほとんど論じられることのなかつた宗派・寺院に関する法について調べることは、ここにいう一つの「個別、具体的研究」として、近世法研究に欠くことができないテーマになると思われるとともに、この両者の論争は、近世国家における寺法の位置とその研究の意義について論じるための重要な問題を導き出してくれるからである。これについては以下に具体的に述べるが、その前に指摘しておかなければならぬのは、石井氏と服藤氏の論争においては、近世の統治体制を論じるに当たって、幕府と藩との関係しか論じられなかつたことである。しかし、辻氏の学説を批判的に継承した仏教史研究⁽²⁵⁾や近世の國家史研究⁽²⁶⁾を経て宗派・寺院の研究が大きく進展した今日にあつては、國家の統治体制の考察においても宗派・寺院の問題を看過することができなくなつたといわねばならない。この点を考慮した上で、両者の論争に依拠するならば、近世国家における寺法の位置とその研究の意義に関して次の三つの問題が提起される。(1) 幕府による統合を宗派・寺院の場合において考えるという視点に立つて、寺院が寺領支配のためにどのような寺法を定めていたのかを解明し、それと藩法や公家法によるそれぞれの領地支配とを比較するという問題がまず提起される。次に、(2) 身分階層制の当時にあつて、僧侶たちは同一の身分として寺院内の自治のために寺法を定めることを幕府によつて認められたが、それと幕府の寺院法度による僧侶支配との関係を考察するという問題が提起される。さらには、(3) 寺法によつて規律された団体としての寺院内部の支配構造を、例えば石井氏が着手されたように村落と比較し、これらの団体を内に含んだ近世国家の歴史段階をどのように考えるかという問題等が提起される。こうした諸問題にアプローチすることができるならば、それは冒頭に述べた辻氏によつて確立された「通説的認識」を再考することになるとともに、翻つて、近世国家の統治体制を石井氏がいわれるようになら「統合的統治体制」と見るか、服藤氏がいわれるようになら「重疊的・二元的支配」と見るかというこの論争に新たな事実を提供する可能性も出てくるものと思われる。⁽²⁷⁾ そして、今後さらには、この両者の論争を越えて、日本近世の国家と寺院との

関係がその後の日本近代の統治体制にどのような影響を及ぼしたのかを考えていく必要がある。

三 近世社会と寺法

最近の近世寺院の研究においては、寺院が近世社会にどのように根付いていたのかを地道に分析することによって、幕府の佛教統制という視点では見出すことのできなかつた、当時の寺院の多彩な役割が少しづつ明らかにされてきてゐる。ここではこうした研究を追ひながら、寺法研究の今後の課題について考えていただきたい。

近世社会における寺院という視点については、一九六九年六月、雑誌『近世佛教・史料と研究』⁽²⁸⁾の創刊号の巻頭に掲載された、竹田聰洲氏の論文「近世寺院史への視角」で明確に示された。この『近世佛教・史料と研究』は、現代の佛教についての深い関心とその底流をなす近世佛教の実像解明に焦点を当てて編集され、その後の近世佛教研究に多大な影響を与えてゐる。

竹田氏の論文「近世寺院史への視角」では、冒頭で近世佛教堕落論という正統史学の通念に反論を加えている。すなわち佛教は、明治維新を機に幕藩体制が滅びた後も、都鄙の寺院を象徴とするその基層構造において、依然その生態を根本的に変えることなく存続しているが、その理由をどう説明できるかという反論である。これに対しても竹田氏は、佛教が幕藩権力の手先といわれてもやむを得ない半面で、民衆生活の側から必要とされる一定の機能面を並存したことなどがその根本原因とみるほかないとして、「今日我々がまずしなければならないことは、一切の先入観と絶縁し、寺院がそれを囲む都鄙の地域社会の生活と具体的にどのような機能連関を有し、またそれがどのような意味をもつてゐるか、更にそうした機能連関をもつことが寺院ないし宗団の存在形態・内部構造と相互にどのように規制し合つてゐるか、これらをどこまでも客観的・科学的に精査することであろう」と述べられた。そして、幕府の法度や宗教政策からだけでは把握しきれない、本末制度や檀家制度の成立過程や実態を、寺院の存立基盤や教団、さらには庶民の

「家」や地域社会との機能連関という面から解説することが必要であると述べられた。竹内氏は、こうした諸問題について、個別具体的な寺院を対象とする研究が行われなければならないとして、村の寺院と町の寺院の違いや所在する地域内に檀家を有する規模の寺院と代参講などの組織を介して広域の檀那を形成した大寺の違いを示された。この大寺については、代参・総参を捧げる講集団の側からの研究は従来行われてきたが、これを受ける大寺の側に立てその内部構造や機能を解明することはほとんど行われていないと指摘されている。⁽³⁵⁾

この竹田氏の問題提起以降、今日まで多くの研究成果が積み重ねられているが、ここでは寺院が近世社会とどのような機能連関を有していたのかを論じた最近の個別研究を、寺法研究と関係する範囲内で紹介しておきたい。

さて、一つの寺院が有する社会的な関係には、大きく分けて、①幕府との関係、②本寺・末寺との関係、③法類・組合寺院との関係、④門前・寺領の町人や農民との関係、⑤檀家・信者との関係、そして⑥寺院内部の関係が考えられる。このうち竹田氏の問題提起を経て今日特に注目されているのは③以降の関係であると思われる。もつとも、寺院といつても様々な規模や役割を持つ寺院があるので、すべての寺院がこの六つの関係を有しているわけではないことを考慮しなければならない。

①の関係は、近世寺院の存立基盤の第一に数えられるが、これは寺院と国家権力との関係であって、辻氏以来の政教関係史において論じられてきたテーマなので、ここでは論じなくてもよいであろう。ただし、幕府によって宛行わされた寺領については、それをめぐる社会関係という視点から新たな研究が行われるようになつたので、これについて触れておく必要がある。かつて、近世の寺領については、朱印状や法度といった幕府が発給した文書を用いて、寺院の領主権や寺領の性格についての一般的な理解を求めるという研究が中心であったが、今日では、地方書や自治体史に収録された史料集等を用いることによって寺領農民の意識や行動に光を当て、個々の寺領の実態を解明するという研究が行われるようになつていている。⁽³⁶⁾ ②の関係も、①の関係に次いで近世寺院の存立を大きく支えていた。これについても、近世寺院の存立基盤の第二に数えられるが、これは寺院と幕府との関係であつて、幕府が近世社会とどのような機能連関を有していたかを論じた最近の個別研究を、寺法研究と関係する範囲内で紹介しておきたい。

では、かつては幕府や本寺の側からみた研究が中心であったが、今日では個別の寺院をめぐる本末の形成について、地域社会との関係を重視して論じるという研究が行われるようになった。⁽³⁷⁾ ③以降の関係については、近世寺院の持つ社会的な機能を実証するという角度から活発な研究が行われている。⁽³⁸⁾ ③の関係については、これまで各宗派内の法類・組合寺院について研究することが主流であったが、最近では、江戸における宗派は違うが隣接した中小寺院の結合についても論じられるようになつた。⁽³⁹⁾ ④の関係については、江戸を中心とする都市社会における寺院と村落社会における寺院とに二分して論じられている。近世の都市を代表するのは城下町であり、そこは町人地・武家地・寺社地に分けられていたが、江戸の寺社地については、都市における寺院の存在形態や境内の形成とその土地の種類といった寺院の存立基盤に関する研究を前提として、門前や寺中に住した町人と寺院の関係について研究が進められている。⁽⁴⁰⁾ 村落社会における寺院については、入寺・内済⁽⁴¹⁾ といった紛争解決や一揆に果たした寺院の役割が近年注目されている。⁽⁴²⁾ ⑤の関係については、子弟の入院や住職の任免を行つた寺元の慣行や寺院經營を支えた檀家と寺院の関係、檀家制度を越えた民衆と寺院の関係について研究されるようになつてている。⁽⁴³⁾ ⑥の関係については、僧侶間の関係や在家諸役人の関係およびこれら相互の関係、一山寺院における子院間の関係といった諸関係を考えられる。もっとも、ここに述べた④・⑤の関係は複合している場合があるし、⑥の関係も門前・寺中との関係への広がりを考慮する必要がある。また、座や講の形成、開帳や勧化の展開、在家を対象とする金融や救助、さらには參詣の一つの目的であつた娯楽や芸能といった、寺域を越えた不特定多数の人々との関係等も考えていく必要がある。

以上のように、近世社会における寺院の研究は様々な角度から行われるようになり、幕府によつて統制されていたとするだけのかつての寺院像からは窺い知れない、寺院の社会的機能が析出されてきた。寺法についても、寺院内という閉じた空間における規定に限定するのではなく、こうした寺院の開かれた空間に関わる規定にまで広げて考えていく必要がある。ただし、その場合においても、まずは個々の寺院ごとに地道な調査を行うということからはじめな

ければならない。その後に、宗派や地域の違いが寺法にどう反映したのかといった問題や、寺法形成の時代的推移を明らかにすることによって、近世寺法の全体像を構築していくことが将来の課題となる。ただし、成文化された寺法は決して多くはないと思われる所以で、寺院運営の具体的な諸相を実証することを通して、そこに生ける寺法を発見するという方法が要求されるのである。⁽⁴⁾ このように寺院内に閉じた寺法ではなく、地域社会と関係を結ぶ必要から形成された寺法を描くことができるのならば、それは進展しつつある寺院の社会的機能の解明にも大きく寄与することになるであろう。

おわりに

最後に、最近の寺法研究と浅草寺研究について述べて、本稿の締め括りとしたい。

これまでの法制史家による近世寺院研究では、寺領や法人としての寺院については論じられているものの、いまだ研究の余地は多く残されている。⁽⁴⁵⁾ そうした中につけて、寺法についても、布施彌平治氏による立石寺を中心とする朱印地寺院の法や裁判の研究⁽⁴⁶⁾、林董一氏による尾張藩の寺院・本末関係の研究⁽⁴⁷⁾、高木侃氏による満徳寺を中心とする縁切寺法の研究⁽⁴⁸⁾があるとはいえ、まだ個別の寺院に限つてもその全体像が明らかにされたという段階にはいたっていないし、これらの研究には近世法体系に寺法をどう位置付けるかという問題意識はあまり見られない。

しかし、最近の近世史研究においては、澤博勝氏⁽⁴⁹⁾や吉田昌彦氏⁽⁵⁰⁾が近世の寺法に注目し、これまで論じられてこなかつた寺法の実態を解明しようとされている。澤氏は、教団・寺院の実証的な研究を通して、幕府法・藩法と寺法との関係や個々の寺法の効力について論じ、寺院組織の一定の自律性を明らかにされた。吉田氏は、個別の寺法や教団史料を用いて、寺法の適用範囲や寺法の存在を支えた権威について論じ、寺法という独自の法領域を認めた近世国家の王権論を展開された。ただし、本稿でも述べてきたように、寺法についてはまだ十分な研究が蓄積されてはいないの

で、その全体像や本質について論じるのはまだはあるか先のことであるといわねばならない。⁽⁵¹⁾

次に、浅草寺に関しては『浅草寺日記』の刊行を契機として、今日では様々な研究分野からのアプローチがなされるようになった。吉田伸之氏による都市史の研究⁽⁵²⁾、光井涉氏による建築史の研究⁽⁵³⁾は、近世都市江戸の大寺である浅草寺についても論じているが、この両者の研究は近世浅草寺の存在を大きくクローズアップした業績であり、今日ではその影響もあって浅草寺に関する多彩な研究が行われるようになっている。前述した江戸の寺社地をめぐる研究においても、その題材の一つとして浅草寺が採り上げられている。その他にも、長島憲子氏による浅草寺の経済構造に関する研究⁽⁵⁴⁾、森田晃一氏による輪王寺宮の浅草寺御成に関する研究⁽⁵⁵⁾、島田倫子氏やNam-jin Hur氏による浅草寺境内における信仰と娛樂に関する研究⁽⁵⁶⁾、三尾功氏による浅草寺で行われた出開帳に関する研究⁽⁵⁷⁾、滝口正哉氏による浅草寺の御免富に関する研究⁽⁵⁸⁾等がすでに発表されている。また、田原昇氏による近世的「被官」に関する研究においても浅草寺の事例が論じられている。以上、ここでは今後の寺法研究に關係するであろう最近の浅草寺研究を紹介したに留まるが、それでも一寺院の研究としては、すでに充実した内容の成果が積み重ねられているといつてよいであろう。

今後は、一方で『浅草寺日記』の刊行終了を待つとともに、進展していくであろう浅草寺研究にさらに学び、他方で寺法研究に求められる様々な論点を整理して、浅草寺の寺法体系の構築を完成させていきたい。それは将来、近世寺法の全体像や本質を描くための確かな一步となるであろう。

注

- (1) 近世仏教および宗教法制に関する研究史については、拙稿「近世寺院法の体系的考察のための一試案——近世佛教の研究史と浅草寺の寺院法——」(二)〔創価法学〕第二五卷第一・二合併号、一九九六年)で述べたので、参照されたい。
- (2) 浅草寺には、寛保四(一七四四)年より慶応三(一八六七)年にいたる一二四年間の日記が残されている。これを浅草寺日記

- 並記研究会が編纂し、吉川弘文館より『浅草寺日記』として刊行されている。一九八七年より年一巻の割合で刊行されており、全三〇巻の刊行が予定されている。『浅草寺日記』の解説としては、同日記第一巻の「解題」、第三巻以降の「あとがき」、竹内誠「『浅草寺日記』の刊行」（『日本古書通信』第四一〇号、一九七八年）、林亮勝「『浅草寺日記』第一巻」（『日本仏教学史学』第一四号、一九七九年）、圭至文雄「『浅草寺日記』第一巻～第六巻」（『日本宗教史研究年報』第五号、一九八二年）、浅草寺日並記研究会編『雷門江戸ばなし』（東京美術、一九八六年）、同『江戸浅草を語る』（同、一九九〇年）、同『大江戸を歩く』（同、一〇〇五年）、清水谷孝尚「僧坊折々の記」（東京美術、一九九六年）参照。その他の浅草寺に関する史料については、網野宥俊『浅草寺史談抄』（金龍山浅草寺、一九六二年）、勝野隆信『浅草寺に関する新史料』（『歴史地理』第八三巻第一号、一九五二年）、荒井貢次郎「観音信仰と江戸系流通・芸能民—金龍山浅草寺等関係史料による」（『印度学仏教学研究』第三五巻第一号、一九八六年）参照。
- （3）『浅草寺日記』第一巻～第六巻（『日本宗教史研究年報』第五号、一九八二年）、『印度学仏教学研究』第三五巻第一号、一九五二年）、荒井貢次郎「観音信仰と江戸系流通・芸能民—金龍山浅草寺等関係史料による」（『印度学仏教学研究』第三五巻第一号、一九八六年）参照。
- （4）一九七三年には、第一次石油危機と慢性的な悪性インフレにより世界的な経済不況が押し寄せるかもしれないといわれた日本との様相を、ナチスの台頭を許したワイメーレ体制末期と比較した識者があり、一九七九年には、イランでイスラム革命が起きた。こうした時代に研究者となることを考えていた筆者は、戦前の日本に眼を向けるとともに、新しい世紀に向けて國家と宗教のあるべき関係を模索することが喫緊の課題であると意識していた。
- （5）弘文堂、一九五〇年。
- （6）創文社、一九六〇年。
- （7）「江戸時代の公家に関する裁判権」（『創価大学大学院紀要』第六集、一九八四年）。
- （8）「御朱印寺社領の性質」（『法制史論集』第二巻「物權法」岩波書店、一九三八年）、「徳川時代に於ける神社境内の私法的性質」（同）。
- （9）「江戸時代における神社および寺院の法人格」（『日本団体法史』「法制史論集第三巻」創文社、一九七八年）。
- （10）「我が中世の寺院法に於ける僧侶集会」（一）（二）（『法學論叢』第一七巻第四号・同第六号、一九二七年）。
- （11）浅草寺の寺法に関する筆者のこれまでの研究は以下の通り。
- 〔近世寺院法の研究—金龍山浅草寺の場合—〕
- 〔創価大学大学院紀要〕第八集、一九八六年）
- 〔創価大学大学院紀要〕第八集、一九八六年）
- 〔江戸時代における金龍山浅草寺の「一山体制」—近世寺院法研究の第一段階として—〕
- 〔宗教法〕第八号、一九八九年）
- 〔『浅草寺日記』に記された寛政三年の僧侶刑罰法規について—近世後期における僧侶刑罰の一鈞—〕
- 〔創価大学創立二十五周年記念論文集〕、一九九五年）
- 〔近世寺院法の体系的考察のための一試案—近世仏教の歴史と浅草寺の寺院法—〕（一）（二）
- 〔創価法学〕第二五巻第一・二合併号、同第一六巻第一号、一九九六年）
- 〔近世後期における浅草寺別当代の就任過程〕
- 〔創価法学〕第一八巻第一号、一九九八年）
- 〔近世後期における浅草寺役者の就任過程〕
- 〔創価法学〕第一二八巻第三号、一九九九年）
- 〔近世後期における浅草寺の寺務執行—幕府寺法上の僧侶处罚に関する寺務を中心として—〕
- 〔創価法学〕第一九巻第一・二合併号、一九九九年）
- 〔近世後期の寺院と借金銀—浅草寺を中心として—〕（一）（二）
- 〔創価法学〕第三〇巻第一・三合併号、同第三一巻第一・二合併号、二〇〇一年）
- 〔浅草寺日記〕を読んで」（『浅草寺』第四九四号、二〇〇一年）
- 〔創価法学〕第三三一巻第一・二合併号、二〇〇一年）
- 〔近世後期における浅草寺寺中住職の就任過程〕
- 〔創価法学〕第三四巻第一号、二〇〇四年）
- （12）この点については、拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案—近世仏教の歴史と浅草寺の寺院法—」（一）で述べた。
- （13）本稿「おわりに」参照。
- （14）『法制史』（体系日本史叢書四）（山川出版社、一九六四年）三五八頁以下、『近世法制史料集解説』（雄松堂フィルム出版、一九六七年。同著『民法典の編纂』（法制史論集第四巻）創文社、一九七九年所収）、「日本法制史における『すぶ』（統ぶ）の意義—日本法制史の基本的体系—」（『法制史研究』三一）（法制史学会、一九八一年。同著『統近世民事訴訟法史』（法制史論

集第九巻」創文社、一九八五年所収、「江戸時代土地法の生成と体系」（創文社、一九八九年）「第四 統轄、領知、所持、進退および支配—江戸時代土地法の基礎構造—」、「服藤弘司『幕府法と藩法—幕藩体制国家の法と権力I』」「法制史研究」三二「書評」（法制史学会、一九八三年）。

(15) 「幕府法と藩法」〔幕藩体制国家の法と権力I〕（創文社、一九八〇年）三頁以下、「刑事法と民事法」〔幕藩体制国家の法と権力IV〕（創文社、一九八三年）一〇九頁以下、石井良助・服藤弘司編『御触書集成目録 解題』（岩波書店、一〇〇二年）「三二」の註¹¹。

(16) 石井・前掲「服藤弘司『幕府法と藩法—幕藩体制国家の法と権力I』」。

(17) 石井・前掲「江戸時代における神社および寺院の法人格」。石井氏のいわれる「日本固有の団体観念」については、拙稿・前掲「近世寺院法研究の論点と意義—中世寺院法および近世国制史の研究を通して—」（二）参照。

(18) 石井氏のご教示による。

(19) しかし、服藤氏はこの点に関する十分な実証研究はされていないといわねばならない。

(20) 服藤・前掲「幕府法と藩法」一二頁。

(21) 同右。

(22) 石井良助・服藤弘司編「三奉行問答」「問答集」（創文社、一九九七年）「解題」。

(23) この点については、拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案—近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法—」（一）で述べた。同拙稿では、今後の寺法研究において特に参考すべきであると筆者が考える、高埜利彦氏、畠田善雄氏、大桑斉氏の研究についても紹介した。

(24) 服藤・前掲「幕府法と藩法」「序」三頁。

(25) この両者の論争に対する論評は、これまでほとんどなされてこなかった。林由紀子氏が、「近世服忌令の研究」（清文堂、一九九八年）三七三頁以下で論じておられるが、これに対しては服藤氏による批判がある（前掲「御触書集成目録 解題」「三二」の註¹¹）。筆者も本稿と関係する限りで両者の論争の要点を整理したに過ぎないので、詳しくは両者の各論考を参照されたい。

(26) 近世史家による近世国家史の研究については、一九七五年の「大系日本国家史 三 近世」（原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則編、東京大学出版会）の出版を契機として盛んになったが、その中にあって近世国家史における宗教の役割に注目したのが、深谷克己氏の「幕藩体制国家と天皇—寛永期を中心にして—」北島正元編「幕藩体制国家成立過程の研究」吉川弘

文館、一九七八年（同著「近世の国家・社会」と天皇）校倉書房、一九九一年に「寛永期の朝幕関係」と改題されて収録されている）である。そこでは、「幕藩体制国家の非宗教的性格、と理解されている通説的認識を批判」し、「この国家が、神權的存在＝宗教的因素によつてみずからを弁護し」たことや、寺社は国家安全のための「祈祷役」を担つたことなどが論じられた。さらに、「幕府にとつて寺院支配が重要であったことは、寺社領のひんぱんな給与の事実にもあらわれている。寺社領の存在を偶然的なものとみるのは不合理であつて、幕藩体制支配にとつてどのような必然性をもつのかが深く問われなければならない」という問題が提起された。国家史の観点からの深谷氏の研究は、近世の宗教史研究に対して、今日においても重要な問題を投げかけているといわねばならない。

なお、思想史の観点からであるが、大桑斉氏は、近世の人々のものを考える枠組みは実は仏教しかなかつたとして、江戸時代を仏教的世界と見ることができるのではないか、という提言を最近された（『日本仏教の近世』法藏館、二〇〇三年）。もしそう仮定するならば、やはり「通説的認識」に批判を加え、大桑氏が考えられたような人々によつて構成された近世国家と宗教、とりわけ仏教との関係について考え方直す必要があろう。

(27) 幕府の寺院支配については、寺社建築に対する幕府の規制法令の研究が進められてきたことが注目される。近年の研究としては、光井涉「寺院建築に対する梁間の規制について」（『建築史学』第三三号、一九九九年）、同「幕府寺社奉行における建築認可システムの史料的検討」（高木俊輔・渡辺浩一編著「日本近世史科学研究—史料空間論への旅立ち—」北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年）等。また、筆者は改題して、同著「近世寺社境内とその建築」（中央公論美術出版、二〇〇一年所収）、金行信輔「寺社建築の規制・認可に関する手引書」（『論集きんせい』第二二号、一九九九年）、同「寺社建築に対する江戸幕府の規制法令について—（寛文八年令）の再検討—」（『建築史学』第三三号、一九九九年）、同「幕府寺社奉行における建築認可システムの史料的検討」（高木俊輔・渡辺浩一編著「日本近世史科学研究—史料空間論への旅立ち—」北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年）等。また、筆者は前掲「近世後期の寺院と借金銀—淺草寺を中心として—」（一）で、寺院経済を統制した幕府法令について論じた。今後はさらに、幕府の宗派・寺院に対する全法令を整理していくことが課題である。

(28) 「近世仏教・史料と研究」は、第一次（一九六〇～六五年）が第三巻第一・三合併号の刊行で終結、第二次（一九七九～八七年）が第七巻合併号の刊行で終結している。

(29) 「葬史と宗史」（竹田聰洲著作集第七巻）国書刊行会、一九九四年所収。

(30) この竹田氏の論文については多くの研究者が紹介しているので、ここではその一つひとつを記すことは避け、最近の研究として、澤博勝氏の「近世の宗教組織と地域社会—教団信仰と民間信仰—」（吉川弘文館、一九九九年）序章「近世仏教史の現状と課題」、朴澤直秀氏の「幕藩権力と寺壇制度」（吉川弘文館、二〇〇四年）序章「近世仏教史の全体像構築への試み」を

註記するに留めたい。その後の竹田氏の研究については朴澤氏が、竹田氏に続く研究史については朴澤氏と澤氏が、それぞれの著書で整理して紹介されている。

- (31) 竹田氏は「近世社会と仏教」（岩波講座 日本歴史）九「[近世]」岩波書店、一九七五年。前掲『葬史と宗史』（竹田聰洲著作集第七巻）所収）で、その後の研究で注目されることになる、近世社会と仏教に関する主要問題について論じられている。
- (32) 井上攻「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」（『日本史研究』第三二四号、一九八九年）、同『民間省要』に見る徳川家関係寺社領特権批判」（『東海史学』第三六号、一〇〇一年）、増田節子「幕末・維新期の東御山領組合・寄場組合・農場組合との関連でー」（『論集きんせい』第六号、一九八一年）、畠田文夫「近世前期の東御山領支配について」（足立区郷土博物館紀要）第一三号、一九九二年）等。
- 寺領の問題に関して、幕府の寺院行政の観点からであるが、寛永の「本末改め」における幕府の政策意図は「本末改めよりもむしろ「寺領改め」にあつたと論じた榎田善雄氏の「近世前期の寺院行政」（『日本史研究』第二二三号、一九八一年）。
- 同著「幕藩権力と寺院・門跡」（思文閣出版、二〇〇三年所収）があることを註記しておきたい。なお、同論考において榎田氏は、江戸時代初期には幕府も寺法の相対的自律性を擁護し、寺法の領域に属する問題にまで介入しようとはしなかつたと論じられている。
- (33) 渡辺尚志「近世の村と寺—紀伊国伊都郡境原村を事例としてー」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第六九集、一九九六年）、斎藤悦正「村落寺院と村秩序—下野国河内郡高松村を例としてー」（『史料館研究紀要』第三四号、一〇〇三年）等。
- (34) 岩淵令治「江戸における中小寺院の地縁的結合について—江戸市谷南寺町組合を素材にー」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇八集、二〇〇三年）。
- (35) 光井涉「近世初頭における浅草寺の変容」（『建築史学』第一九号、一九九二年）。「中世寺社境内の解体と近世寺社境内の出現」と改題して、前掲『近世寺社境内とその建築』所収）、同「近世中期以降における都市内寺院境内の変容—江戸浅草寺子院の土地經營ー」（『年報都市史研究』四、山川出版社、一九九六年）。「近世寺社境内の崩壊」と改題して、前掲『近世寺社境内とその建築』所収）、伊藤毅「江戸寺院への視角—近世の巨大都市と寺院」（『年報都市史研究』三、山川出版社、一九九五年）。「江戸と寺院」と改題して同著『都市の空間史』吉川弘文館、一〇〇三年所収）、日塔和彦「御府内寺社備考」からみた江戸の寺院」（『年報都市史研究』六、一九九八年）、金行信輔「江戸寺社地の空間と社会」（『年報都市史研究』八、二〇〇〇年）、大塚英一・金行信輔「武士・寺社の土地所有」（渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史 三 土地所有史』山川出版社、二〇〇二年）等。

- (36) 北原進「地借＝家主と地主＝寺院—江戸市ヶ谷薬王寺門前町ー」（『史誌』第五号、一九七六年）、吉田伸之「巨大城下町—江戸—〔岩波講座 日本通史〕第一五巻「近世五」、一九九五年。同著「巨大城下町江戸の分節構造」（山川出版社、一九九九年所収）、同「都市民衆世界の歴史的位置—江戸・浅草寺地域を例としてー」（『歴史評論』第五六三号、一九九七年。前掲「巨大城下町江戸の分節構造」所収）等。

- (37) 萩慎一郎「近世における鉱山労働者の『入寺』慣行」（『秋大史学』第三三一号、一九八五年。同著「近世鉱山社会史の研究」思文閣出版、一九九六年所収）、神崎直美「近世農民の罪と罰—近世村法研究所説ー」（『中央史学』第一三号、一九九〇年。同著『近世日本の法と刑罰』巖南堂、一九九八年所収）、佐藤孝之「近世の村と『入寺』慣行—武州の事例を中心ー」（『郷土志木』第二三号、一九九四年）、同「近世の村と『入寺』の『欠入』—駿豆の事例からー」（『地方史静岡』第三三号、一九九五年）、同「大泉院日記にみる『入寺』慣行と紛争解決の作法」（『武尊通信』第六八号、一九九六年）、同「『入寺』慣行と村の寺院—上州の事例を中心にー」（『大間々町誌』別巻六（特別編）、二〇〇〇年）、同「家世寒紀」にみる会津の『入寺』（上）（中）（下）（『武尊通信』第八二第、第八三第、第八四号、二〇〇〇年）、同「『入寺』慣行からみた村と寺院—下野・常陸・下総の事例からー」（『柄木虫学』第一五号、二〇〇一年）、同「上州村々にみる出火と『火元入寺』」（『群馬歴史民俗』第二二号、二〇〇一年）、同「奥羽における『入寺』慣行」（『郷土志木』第三〇号、二〇〇一年）、同「甲州における『入寺』慣行と村社会」（竹内誠編『徳川幕府と巨大都市江戸』東京堂出版、二〇〇三年）、井上攻「村社会の諸事件と規範—下総国相馬郡豊田村の名主日記の分析からー」（『竜ヶ崎市史 近世調査報告書II』一九九六年）、齋藤悦正「近世村社会の『公』と寺院『歴史評論』第五八七号、一九九九年）、同「近世新田村における村落寺院—武藏國小川村の場合ー」（『史觀』第一四一冊、一九九九年）、同「村の記録による寺院と村社会」（早稲田大学大学院文学研究科紀要）第三三号、二〇〇〇年）、同「仙台城下町の出入り難波信雄「近世の入寺慣行と法」（『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第三三号、二〇〇一年）等。
- (38) 高埜利彦「村と宗教」（『大月市史 通史篇』「近世II 宗教」）一九七八年。「近世の村と寺社」と改題して、同著「近世日本の国家権力と宗教」（東京大学出版会、一九八九年所収）、奈倉哲三「近世の信仰と二揆」（青木美智男・他編「二揆 四生活・文化・思想」東京大学出版会、一九八一年）、茎田佳寿子「内済と公事宿」（朝尾直弘・他編「日本の社会史」第五卷、岩波書店、一九八七年）、高木侃「縁切寺満徳寺の内済離縁—新史料の紹介をかねてー」（『見城幸雄先生頌寿記念 法制と文化』愛知大学文学会叢書IV、一九九九年）、同「縁切寺東慶寺史料補遺—東慶寺旧蔵および武州入間郡善能寺村「つる」内済離縁一件文書を中心ー」（『専修法学論集』第九〇号、二〇〇四年）等。

(39) 村井早苗「白井藩『文化の一揆』と寺社」（西村圭子先生追悼論集編集委員会編『日本近世国家の諸相』Ⅱ、東京堂出版、一〇〇一年）。

(40) 藩鎌一弘「近世寺僧の『家』と身分の一考察—興福寺の里元を手がかりに—」（『ヒストリア』第一四五号、一九九四年）、朴澤直秀「寺元慣行をめぐって」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二二集、一〇〇四年）等。

(41) 岩淵令治「江戸住大商人の肖像」（原藤善之編『新しい近世史 三 市場と市場社会』新人物往来社、一九九六年）、金行・前掲「江戸寺社地の空間と社会」等。

(42) 西村敏也「寺院と民衆のつくる地域社会—武州三峰山と新・古大滝村の交際—」（藤野保編『近世國家の成立・展開と近代』雄山閣出版、一九九八年）

(43) 寺院内部の関係については、個別寺院の制度や寺史の研究によつて個々に明らかにされつつある。筆者も、これまで述べてきたように、浅草寺に関して研究を進めた。

なお、以上に紹介した研究は、管見に触れたもののうち、一九九〇年代以降に執筆された論考を中心とするものである。

(44) この点については、拙稿・前掲「江戸時代における金龍山浅草寺の『一山体制』—近世寺院法研究の第一段階として—」で述べた。

(45) この点については、拙稿・前掲「近世寺院法の体系的考察のための一試案—近世仏教の研究史と浅草寺の寺院法—」（一）で述べた。

(46) 「御朱印地考—山形市山寺所在の立石寺を中心として—」（牧健二博士卒業記念日本法制史論集）思文閣出版、一九八〇年）

(47) 「尾張藩公法史の研究」（日本学術振興会、一九六一年）、「尾張僧録成立考」（徳川林政史研究所研究紀要昭和四九年度、一九七五年）、「尾張僧録の支配地域」（愛知学院大学論叢法学研究）一九卷四号、一九七六年）、「尾張僧録の職権について」（徳川林政史研究所研究紀要昭和五一年度、一九七七年）、「尾張僧録正眼寺の収入」（愛知学院大学論叢法学研究第二一卷第一・二号、一九七七年）、「近世寺院における本末関係—尾張正眼寺を中心として—」（愛知学院大学宗教法制研究所紀要）第四五号、一九九二年）等。

(48) 「縁切寺満徳寺の研究」（成文堂、一九九〇年）、「離縁状に関する若干の考察—縁切寺における離婚に関する—」（総合女性史研究会編『日本女性史論集 四 婚姻と女性』吉川弘文館、一九九八年）等。

(49) 前掲「近世の宗教組織と地域社会—教団信仰と民間信仰—」。

(50) 「近世『寺法』に関する一考察」（九州文化史研究所紀要）第四六号、一〇〇一年）

(51) 今日では自治体史の編纂において寺院文書も多く翻刻されており、前述したように、個々の寺院の寺史・制度史研究も活発に行われるようになつた。こうした研究業績を結集していくことが、これから的一つの課題である。

(52) 前掲「巨大城下町江戸の分節構造」参照。

(53) 前掲「近世寺社境内とその建築」参照。

(54) この両氏以前の研究については、拙稿・前掲「『浅草寺日記』を読んで」で紹介した。その後、前掲の浅草寺日並記研究会編『大江戸を歩く』が刊行された。

(55) 「近世浅草寺の経済構造」（岩田書院、一九九八年）。

(56) 「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について—『浅草寺日記』寛保四年～宝暦三年の記事から—」（岐阜女子大学地域文化研究第一五号、一九九八年）。

(57) 「近世浅草寺境内における芸能興行」（慶應義塾大学修士学位論文、一九九九年。『史学』第六八卷第三・四号、一九九九年）。

(58) *Prayer and Play in Late Tokugawa Japan—Asakusa Sensōji and Edo Society*, Published by the Harvard University Asia Center and distributed by Harvard University Press, 2000.

(59) 「近世寺社の開帳について—紀伊加太淡鷗社の場合—」（和歌山市立博物館研究紀要）第一七号、一〇〇一年）。

(60) 「富庶にみる江戸の興行空間」（竹内編・前掲「徳川幕府と巨大都市江戸」所収）。

(61) 「近世的『被官』像に関する一考察」（KEIO-GSEC Project on Frontier CRONOS ワーキングペーパーシリーズ一〇〇一年度版）。

(62) 本稿を終えるに当たり、二つの点について註記しておきたい。

一、規定の紙数を越えてしまつたため、言及した各研究の内容を詳しく紹介することができなかつたが、本稿はその構想の段階からそれらに多く依つてゐる。

一、本稿では、國家と寺院および社会と寺院という関係に注目して、寺法を捉える上で諸課題について考えたが、今後はさらに幕府の法度や寺法を媒介とした國家と僧侶との関係や僧侶と民衆との関係といった個々の人々の関係についても光を当ててみたい。そして、そうした関係が、後の近代的な国家や個人の誕生にどう関わつていくのかを考えていきたい。